

平成28年度

社会福祉法人 鹿角市社会福祉協議会事業計画(案)

《スローガン》

「ともに支え合う 福祉のまちづくりをめざして」

《事業方針》

～福祉課題の解決へ向け多種多様な関わりを模索し支援をつなぎ合わせていきます～

《重点目標》

1. 孤立・貧困の新たな課題や要支援者の権利擁護へ向けた地域支援の推進に積極的に取り組みます

孤立や貧困の新たな福祉課題に向けたセーフティネットの一層の充実を図るために、生活困窮者自立相談支援事業や家計相談支援など相談窓口の強化を図るとともに、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や法人後見事業等の権利擁護の取り組みを推進し、住み慣れた地域で安心して生活できる仕組みづくりに努めます。

2. 生活支援サービスや新しい助け合い活動の取り組みを推進します

介護保険制度の改正を踏まえ、要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応する生活支援サービスの実態を把握するとともに、生涯現役社会に寄与していくため、元気な高齢者など担い手養成や地域の絆を再構築へ向けて、新しい助け合い活動に向けた取り組みを行います。

3. 関係機関・団体・施設等と多様な連携・協働に努めます

行政をはじめ民生委員、関係機関・団体との協働による「ネットワーク」を発揮し、住民主体の活動による生活支援の仕組みづくりなど、地域福祉を中心に様々な福祉分野でのまちづくりに努めます。

4. 事業遂行のための基盤強化

社協の高い公益性、運営の透明性を確保するために、より一層の情報開示や利用料や補助金・委託料の確保、予算の効果的・効率的な執行による、社会福祉法人の公益性を担保する法人運営に努めます。

《事業計画》

1. 総務・地域福祉推進部門

1-1 地域活動の拠点・「地域で支えあう住民組織づくり」

(1) 地域活動の拠点・「地域で支えあう住民組織（小地域ネットワーク事業）」づくり

・高齢者や障がい者等の要援護者をはじめ、誰もが地域のなかで孤立した生活を送ることのないよう、互いに支え合う地域福祉ネットワーク活動と地域コミュニティの再構築を支援します。

①助成金による立ち上げ支援の実施（新規立ち上げから3年間継続：1自治会 3万円）

②継続活動への支援（4年目以降）：活動内容に応じた活動助成金の交付、職員派遣による活動の支援。

(2) 仮称「地域福祉実践研究セミナー」（旧：小地域ネットワーク活動研修会）の開催

小地域ネットワーク活動の充実をめざして、自治会役員や福祉関係者を対象として市内外の実践活動の紹介や講師を招いての研修会を開催します。

(3) 地域サロン活動におけるわいわいランチ（会食型食事サービス）の実施：（鹿角市委託事業）

小地域ネットワーク活動の一環として、自宅への閉じこもりの予防策として、定期的に集まる機会（サロン）を作り食事会の実施などサロン活動への支援を行います。

1-2 災害時にも対応できる地域づくり

(1) 災害時に対応できる地域の体制整備

・災害時のボランティア活動ができる人材を育成します。

①災害ボランティア養成研修の実施とボランティアへの登録制度の導入を図ります。

②緊急時への対応へ向けた組織化（マニュアル整備など）の構築を図ります。

1-3 災害時における援護活動

(1) 災害見舞金の支給

- ・ 火事、天災などによる家屋の破損被害に応じて災害見舞金を支給します。(全焼・全壊：2万円、半焼・半壊1万円)

1-4 社協と地域のつながりづくり

(1) 福祉員活動の推進

社協と地域のかけ橋となる福祉員の配置をお願いし、自治会の中での地域福祉活動の推進を図ります。

- ・ 各種研修会等の実施：地域の福祉員・自治会長・民生委員を中心とした地域福祉活動のリーダー育成を図ります。

(2) 地区ごとの地域福祉活動コーディネーター（生活支援コーディネーター兼ねる）による福祉活動の実施

- ・ 地域福祉活動コーディネーター（生活支援コーディネーター兼ねる）の地域担当制を導入し、地域担当の窓口となることにより緊密に地域の情報を把握できるように努めます。

(3) 地域巡回型介護予防事業「地域生き生き元気塾」の実施（鹿角市委託事業）

- ・ 社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び介護が必要にならないようにするため、身体づくりを目的に地域の自主性や主体性を重視した事業を実施。

(4) 一人暮らし高齢者等の交流会を開催（日赤共同事業）

- ・ 閉じこもり予防と当事者同士・地域住民との交流を図り自立した生活をめざして開催します。

1-5 市民へのふくし情報の提供

(1) 福祉に関する情報提供の整備

- ①社協だより「社会福祉かづの」の発行（毎月発行）
- ②ホームページによる地域の福祉活動などの情報を発信（随時更新）

(2) 「かづの元気フェスタ」の実施による福祉活動の啓蒙（市、JAとの共同開催）

- ・ 鹿角の福祉と産業が一体となり、子供からお年寄りまで、ともに生きる福祉のまちづくりをめざして福祉活動の啓蒙を目的として開催します。

(3) 鹿角市社会福祉大会の実施（市民生児童委員協議会との共同開催）

- ・ 社会福祉事業活動において功績顕著な個人・団体等の表彰と、様々な分野で活躍されている講師を招き記念講演を行います。

1-6 安心して在宅で暮らせるための日常生活支援サービス

(1) 移送サービス事業の実施（鹿角市委託事業）

- ・ 車イス等で公共機関の利用が困難な高齢者や障がい者に対して、病院への送迎サービスを実施します。
- ・ 車輛の老朽が見られているため、新規車輛の確保に努めます。

(2) まごころ訪問サービス事業の実施

- ・ 介護保険法や障害者総合支援法など公的な制度の狭間でサービス利用が困難な高齢者や障がい者へ、家事援助等のサービスを提供します。

(3) 介護機器の貸出と介護用品の斡旋

- ・ 車イスや介護ベットなどの介護機器の無料貸出と、紙おむつなどの介護用品の斡旋を行います。

(4) 生活支援体制整備事業の実施（鹿角市委託事業）新規事業

- ・ 介護保険改正により生活支援・介護予防分野では住民が主体となって高齢者を支える仕組みづくりをめざし、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の連携・協力と、地域の自主性や主体性に基づき地域の特性に応じた新たなサービスを作り上げていきます。
- ・ 地区ごとへの生活支援コーディネーターの配置と地域ニーズの把握とサービスにマッチングを図る。
- ・ 新たな生活支援サービスの開拓（仮称「生活支援ボランティア養成講座」）と介護支援ボランティアの養成・活動支援を図る。

1-7 市民活動・ボランティア活動への協力支援

(1) ボランティア活動の推進

- ①ボランティアセンター機能（登録、相談、育成）の充実
- ・ ボランティア活動についての各種相談に対応します。

- ・ボランティア情報の提供を図ります。
- ②ボランティア団体・個人の連携促進
 - ・各種ボランティア団体や個人へボランティア活動保険助成を行い、活動支援を行います。
 - ・ボランティア交流研修のつどいを実施します。
- ③市民福祉講座の開催
 - ・市民の関心が高い福祉問題をテーマにし、地域福祉活動への理解と参画を進めます。
- ④除雪ボランティア活動の推進
 - ・除雪に難儀する高齢者世帯や障がい者世帯に対し、市民ボランティアによる除雪活動を行います。
- ⑤新たな事業へ向けたボランティアの育成事業
 - ・介護保険制度改正による地域支援事業による生活支援ボランティアの組織化や、ひきこもり等の居場所づくりや支援活動を担っていただけるボランティアの育成を行います。

(2) 各種福祉団体育成活動の推進

- ①活動費助成・事務局支援の実施
 - ・鹿角市身体障害者協会、鹿角市遺族会
- ②活動費助成支援の実施（秋田県共同募金会鹿角市共同募金委員会実施）
 - ・鹿角市老人クラブ連合会、鹿角手をつなぐ親の会、里親会、保護司会、あんずの会

1-8 学校と連携した福祉教育の推進

(1) 学校教育でのボランティア、総合の時間への協力連携

- ①学校への福祉授業の推進活動（福祉団体・ボランティアグループへ協力要請）
 - ・学校で行われる福祉教育の取り組みに対して、体験活動の指導など相談援助活動を行います。
- ②ボランティア初心者講習会の開催（福祉団体・ボランティアグループへ協力要請）
 - ・思いやりの心を育むことを目的に、市内全中学校で疑似体験を中心に講習会を行います。
- ③若者のボランティア活動への参加促進
 - ・各種行事やイベント運営ボランティアや除雪ボランティアなど、気軽に参加できるボランティア活動を紹介し幅広く若者の参加を促していきます。

1-9 社会福祉協議会の基盤強化

(1) 組織の充実

- ①理事会、評議員会の開催（理事会3回、評議員会2回程度開催）
- ②会議の開催：正副会長会議、職員会議、事業所別会議
- ③第3期鹿角市地域福祉活動計画（平成26～30年度）の進行管理
- ④事務局組織体制の強化
 - ・職員の資質向上を図り、適材適所の職員配置を行い組織体制の強化に努めます。

(2) 財政基盤の安定

- ①会員募集や赤い羽根共同募金などによる自主財源の確保
 - ・社協活動を理解していただき、多くの方に社協会費や赤い羽根共同募金に協力していただけるよう、「見える事業」を展開していきます。
- ②事業の評価・点検を行い、継続的な事業と人材確保に向けた補助金、委託金等の確保に努める。
- ③効率的な経営感覚修得の推進
 - ・公認会計事務所による定期的な会計指導を受ける。
 - ・事業評価やコスト管理など職員個々の経営意識の向上に努めます。
- ④新会計基準による適正管理の実施
 - ・新会計基準による予算の効果的・効率的な執行を図り、運営の透明性に努めます。

(3) 職員体制の整備と資質向上

- ①人事労務管理の整備
 - ・職員の士気高揚と効率的で質の高い組織運営を図るため人事管理体制の構築を検討。
 - ・人材育成の一環として職員個人及び職場の目標を設定し業務遂行に努めます。
 - ・職種間の人事交流や資格取得の推奨を行い、将来を見据えた人材育成の仕組みづくりを検討します。
- ②職員の資質向上を目的とした計画的な研修の実施
- ③ヒヤリハット報告、事故報告に基づく検証と業務改善

1-10 各種団体事務受託

(1) 秋田県共同募金会鹿角市共同募金委員会

- ① 共同募金運動の実施
 - ・ 赤い羽根募金、歳末たすけあい募金を一元化して実施します。
- ② 歳末たすけあい事業の実施
 - ・ 一人暮らし高齢者や在宅介護者、生活困窮世帯を支援します。(見舞金7千～1万円を支給)
- ③ 配分申請調整機能の充実
 - ・ 配分申請受付、連絡調整を行います。(社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体等に周知)
- ④ 罹災世帯支援活動(災害緊急見舞金交付)
 - ・ 火事、天災などによる家屋の破損被害に応じて災害見舞金を支給します。(全焼・全壊：2万円、半焼・半壊1万円)

(2) 日本赤十字社秋田県支部鹿角市地区

- ① 赤十字奉仕団の支援・社員増強運動、社資募集
 - ・ 日本赤十字社社員の募集(社資500円)、社員管理事務を行います。
- ② 災害救護物資・災害見舞金贈呈
 - ・ 火事、天災などによる家屋の破損被害に応じて、救護物資・見舞金を支給します。(2万円)

(3) 鹿角市民生児童委員協議会

- ① 鹿角市民生児童委員協議会の事務受託
- ② 市内4地区民生児童委員協議会の事務受託

2. 相談支援部門(生活全般相談)

2-1 総合相談支援体制の整備

(1) ふくし総合相談事業の実施

- ① 相談支援窓口の一本化による情報集約(ワンストップ化)
 - ・ 「生活困窮者や生活福祉資金貸付」「高齢者世帯の介護問題」「障がい者の在宅生活支援」「権利侵害」など、各種制度の対象となる方々への総合相談支援の窓口を一本化し情報の集約に努めます。
- ② 地域福祉活動コーディネーターと連動した「出張ふくし相談会」や戸別訪問活動による相談の実施
 - ・ 職員の福祉資格保有者(社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事・介護支援専門員など)が、地域に向き相談を行います。必要な場合は関係機関に引き継ぎも行っていきます。
- ③ 社会的自立に困難を抱える若者等への支援活動(鹿角市委託事業)
 - ・ ニートやひきこもり等社会的自立に困難を抱える若者への相談等の支援を行います。
- ④ 関係機関・団体等との連携強化
 - ・ 地域包括ケア推進会議や障がい者自立支援協議会などへ委員参加により情報の共有に努めます。
- ⑤ 民生委員・児童委員との連携強化
 - ・ 民生委員・児童委員協議会と連携し、定期的な定例会の参加など行い情報交換を図ります。

2-2 生活に困っている方を応援する取り組み

(1) 利用者の権利擁護支援

- ① 権利擁護センターによる権利擁護支援体制の構築(県社協・鹿角市委託事業)
 - ・ 物忘れが頻繁だったり、自分で判断することがスムーズにできない一人暮らしで、親族等からの援助が受けられない方に対し、日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)による金銭管理や重要書類などの預かりサービスを行うことで自立生活の支援をするサービスを実施します。
 - ・ 判断能力が更に低下してしまい、日常生活自立支援事業での支援が困難になった方や家族の支援や身寄りがなく、成年後見制度への市町村長申立てによるケースなどへの法人後見での支援を実施します。

(2) 生活困窮者への総合支援

- ① 生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業の実施(鹿角市委託事業)
 - ・ 生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として、生活困窮者に対するアセスメントを通じて、個々人の状態に応じた適切な支援体制の構築へつなげていきます。
 - ・ 困窮している人ほどSOSを発することが難しいといわれており、「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困

弱者の把握に努めた訪問活動を行います。

- ②生活困窮者自立支援法による家計相談支援事業の実施（鹿角市委託事業）新規事業
 - ・家計管理能力が低いことにより、支払いの対応や無理な借入などをするケースも多い事から、定期的な訪問指導によるキャッシュフローの管理を行います。
- ③生活福祉資金の相談・受付の実施（県社協委託事業）
 - ・低所得者、高齢者、障がい者世帯に対し目的別の資金貸付の窓口業務を行います。
- ④たすけあい資金の貸付
 - ・手持ちのお金のない方に対し一時緊急避難的に5万円を限度に貸出し、生活を支援します。

3. 相談支援部門（介護全般相談）・介護サービス部門

3-1 安心して地域で暮らせるための在宅福祉サービス

（1）福祉サービスの提供

介護保険サービス、障がい者福祉サービスを戦略的に実施します。

- ①居宅介護支援事業の実施：様々な相談に親身に対応し信頼される事業所をめざします。
 - ・ケアプランの作成、相談援助、事業所との連絡調整を行います。
 - ・介護認定調査の実施。（鹿角市委託事業）
- ②訪問介護事業の実施：利用者の思いに寄り添ったサービスの提供を心がけていきます。
 - ・調理や掃除などの生活援助、排泄や入浴などの身体介護、病院への送迎の乗降助を実施します。
 - ・障害者総合支援法による障がい者へのサービス提供も行います。
- ③特定旅客自動車有償移送サービスの実施：公共交通機関が利用できない方を支援していきます。
 - ・訪問介護事業所を利用されている方の病院等への有償サービスを行います。
- ④特定相談支援事業の実施：障害者総合支援法による障がい者への相談支援に努めます。
 - ・サービス利用計画書の作成、相談援助、事業所との連絡調整を行います。

（2）介護予防事業・家族介護者交流事業の実施

- ①特定高齢者通所型介護予防事業「ゆうゆうクラブ」の実施（鹿角市委託事業）
 - ・要介護状態にならないよう、定期的に適切な運動を指導し機能低下を防ぐサービスを、老人福祉センターかくら荘で行います。
- ②市地域包括支援センター（基幹型）のほか、新たに新設される地域包括支援センター（サテライト型）など関係機関と連携します。（困難ケースの対応や介護予防事業の委託など）
- ③家族介護者交流事業の実施（鹿角市委託事業）
 - ・高齢化の進展により介護を必要とする方が今後益々増えることが予想されており、その介護にあたる介護者の介護負担の軽減を図ることを目的に家族介護者同士の親睦とリフレッシュを兼ねた交流会を開催します。

（3）多職種連携に向けた介護従事職員の情報交換と資質向上

- ①多職種の事業所間の職員交流機会への参加と情報交換を図ります。（かづの多職種連携を進める会）
- ②事業所ネットワークの構築：鹿角市全体における事業所間ネットワークの構築を図ります。
 - ・鹿角市訪問介護事業所連絡会、鹿角市介護支援専門員連絡会へ参加します。

（4）サービス利用者の苦情解決体制の構築、介護サービス情報公表制度の実施

- ①苦情相談窓口の設置
 - ・介護サービス事業所ごとに苦情解決責任者・苦情受付担当者を置き苦情相談窓口で対応します。
- ②福祉サービス苦情処理第三者委員会を設置します。
 - ・利用者の権利擁護のため第三者機関を設置し、苦情に対して誠意ある適切な対応に努めるとともに、サービスの質の向上に努めます。
- ③インターネットを利用し、事業所の情報を公開します。